

1. 手付けについて

Q. 営業所を新設するので、不動産業者に物件を捜してもらったところ、有力な物件が見つかったとのことで、手付けを打った方がよいといわれました。別の候補物件もあり本社の最終決定にはもう少し時間が掛かりそうなのですが。

賃貸借契約でも保証金の一部などを手付け（解約手付）として差し入れる場合があり、引き渡しを受けるまでの間、借手は手付けを放棄し、貸手は手付けの倍返しで解約することができます。競合する希望者がいるか、その物件を確保しておく必要がどの位あるかの問題ですが、他の物件を選択する余地があるなら手付けを無駄にする可能性もあります。借りる意思はあっても最終決定できないときは、貸手に申込保証金の形で預託し、日時を限って契約の優先順位を確保してもらう方法がとれないか仲介業者に打診してもらうことも一案です。